

令和2年3月24日

各小・中学校長 様

青森市教育委員会

教育長 成田 一二三

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る「青森市危機対策本部」
本部長指示に基づく対応について

3月23日、青森県内で初めて新型コロナウイルス感染症患者の発生が確認されたことを踏まえ、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」に基づき、新型コロナウイルスへの対応について万全を期すため、市内公立小・中学校においては、4月5日まで臨時休校とすることを指示します。

については、下記の要領で、適切に対応してください。

なお、放課後児童会はこれまで同様、実施すること、また、公共施設の運営については、順次、休館・利用中止等の措置を行う予定であることを申し添えます。

記

1 臨時休校をする期間

令和2年3月24日（火）～4月5日（日）

2 臨時休校に伴う学校の対応

- (1) 3月19日（木）まで行われていた体制に戻し、児童生徒の心身のケアに努めること
- (2) 児童生徒の健康観察を継続し、健康状況等に変化があった場合は、速やかに市教委へ報告すること
- (3) 児童生徒の悩みや不安に対する相談窓口を再確認するとともに、電話訪問や家庭訪問を学校の実態に応じて行うこと
- (4) 3月5日（木）の臨時校長会で確認した「臨時休業中における学校が行ったこと及び保護者等からの問い合わせについての調査（毎日提出）」を、4月5日（日）まで延長して実施するので、対応すること

担当

教育委員会事務局指導課

主任指導主事 後藤 孝範

Tel 017-718-1869